税理士法人ウィズ NEWS

2022 年 1 月号　VOL.145

〒103-0013　東京都中央区日本橋人形町 1-2-5　ERVIC 人形町 4 階
TEL：03-5847-1192　FAX：03-5847-1193

明けましておめでとうございます。「人と比較をして劣っているといっても、決して恥ずることではない。けれども、去年の自分と今年の自分とを比較して、もしも今年が劣っているとしたら、それこそ恥ずべきことである」は松下幸之助の言葉です。令和４年をどんな一年にするのかは自分次第。自分に期待したいですね。

お役立ち情報

「令和4年度 税制改正について」（別紙に続きます）

2021 年 12 月 24 日に閣議決定がなされました、「令和４年度税制改正大綱」についてまとめました。

１．個人所得課税　　※納税者有利…☀、不利…☂、どちらともいえない…☁

	改正点・見直し	ポイント
☂	住宅ローン控除	・控除率を 0.7%にするとともに、所得要件を 2,000 万円とする。
☀		・住宅ローン控除の適用期限を４年延長し、令和７年末までの入居者を対象とするとともに、省エネ性能等の高い認定住宅等につき新築住宅等・既存住宅ともに借入限度額の上乗せを行う。適用期限：令和７年 12 月 31 日
☀	住宅ローン控除（住民税）	・新築住宅等について控除期間を 13 年とするほか、令和５年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、40 ㎡以上の住宅を控除対象とする。適用期限：令和７年 12 月 31 日
☂	大口株主等の要件	支払を受ける対象者及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社該当法人が保有する株式等保有割合が３％以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを総合課税の対象とする。 令和５年 10 月１日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に適用
☂	上場株式等の配当所得等に係る課税方式	個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。 令和６年度分以後の個人住民税について適用。

２．資産課税

	改正点・見直し	ポイント
☁	財産債務調書制度	・その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 10 億円以上である居住者を提出義務者とする。 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の６月 30 日（現行：その年の翌年の３月 15 日）とする（国外財産調書についても同様。）。
☀	事業承継税制 特例承継計画 提出期限延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を１年延長する。令和６年３月末まで延長。※適用期限についての延長は行われない。
☀	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等	・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が令和５年 12 月 31 日まで２年延長 ・既存住宅用家屋の築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合した住宅用家屋であることを加える。 ・受贈者の対象年齢を 18 歳以上とする。令和４年４月１日以後適用
☂		・非課税限度額の引き下げ（耐震・省エネバリアフリー住宅は最大 1,000 万円、その他の住宅は 500 万円。）令和４年１月１日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。

メンバー後記

明けましておめでとうございます。
本年の干支「壬寅」には、厳しい冬を超え、新しく立ち上がることに向けて動き出す１年目という意味があるそうです。
コロナ禍においても経済が動き出しています。しかしコロナ前にはもう戻りません。それを前提にして新たに動き始めましょう。大切なのは社長の「積極的なマインド」。本年もよろしくお願いいたします。
（田島　年男）

明けましておめでとうございます。
今回の年末年始はあっという間に過ぎた感がありますが皆さまはいかがでしょうか？年が明けたからといって急に経営状況が変わる訳ではありませんが、法令規制や内外情勢など経営環境は常に変化しています。本年も皆さまの経営にプラスとなる情報発信をし続けて参ります。本年もよろしくお願いいたします。
（橋本　秀明）

明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。
コロナ禍の中での２回目のお正月、どのように過ごされましたか？私は実家にも帰省出来ずに自宅にてゆっくりと寝正月でした。
近所の神社には参拝に出かけたのですが、これまであった鈴が無くなっていました。手水舎は昨年から使用不可となっていたことは知っていたのですが、鈴までも・・・これもコロナの影響なのでしょう。
また新種株で感染者数が増えてきています。感染予防に努め、今年も良い一年にしましょう。（村場　晋）

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。さて私事で恐縮ですが、今年ついに 50 歳を向かえる年となりました。働きだした頃は想像もしていなかった年齢ですが、振返ってみるとお客様に支えていただき続けた 20 数年だったと改めて感謝の気持ちで一杯です。まだまだ小僧っこですが今後とも宜しくお願い致します。昨年は人生で初めて交通事故に遭い(怪我一つありませんでしたが･･･)、厄も落とせましたので、100 年時代の折返しを意味のある、有意義な年にしたいと思います。（鈴木　正義）

明けましておめでとうございます。
今年のお正月は、久しぶりに帰省できたという方も多いのではないでしょうか。
リモートで顔を見て話せる時代になったとはいえ、やはり実際に会う喜びは格別ですよね。なかなか以前のように人と会う事がままならないこのご時世ですが、だからこそ人との繋がりを大切に紡いでいける新しい１年にしたいと思います。
皆様にとって幸多き１年となりますようにお祈り申し上げます。
（大島　有紀）

明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。
今年は年末ジャンボで『3 連バラ』という買い方に挑戦してみました。
バラなのに前後賞も狙えて夢がどんどん膨らみます。
当選した場合も所得税はかかりません。
ただ、日頃の感謝を込めて誰かにあげた場合には贈与税の対象です。
当選番号を見るまでは夢の中にいようと思います。
（玉井　佳善子）

新年明けましておめでとうございます。
今回の年末は、うん十年生きてきた中で、一番大掃除を頑張った年です。
ものすごく疲れましたけど、とてもすっきりした気持ちで新年を迎えられ、頑張ったかいがありました。ただ、新調したカシミヤのマフラーを雨の日に落としてしまい、手洗いを試みましたが、カシミヤの風合いが台無しになったしまったのがとても悔やまれます。（泣）気に入っているものはケチらずにクリーニングに出すべきですね。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
（青木　さおり）

初めまして。釼田と申します。
昨年の１２月に入社し、約１ヶ月が経過いたしました。初の社会人生活ということもあり、不安と緊張でいっぱいでしたが、頼りになる先輩職員の方ばかりで大変充実した毎日を送っています。
事務所内最年少となりますが、日々の業務で色々なことを学び、経験を積んで１日でも早く活躍できるように努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
（釼田　拓郎）

税理士法人ウィズの LINE のご案内！ウィズ NEWS も Web 版に！！

PICK UP!

これから税理士法人ウィズ NEWS は LINE での Web 版をメインとして配信していきますので、皆様ぜひご登録をお願いいたします！！

登録はこちらの QR コードから！→

今さら聞けない

今月の教えてキーワード：【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）】

デジタル技術による生活の向上やビジネスの変革を指します。２００４年にエリック・ストルターマン教授が提唱し英語圏ではトランスを「Ｘ」と略すため「ＤＸ」と表記される。経済産業省のＤＸレポートでは、日本企業が市場で勝ち抜くためにＤＸの推進が必要不可欠としていますが、既存システムのレガシー化や人材不足などの課題も多く、ＤＸが実現しない場合は「２０２５年の崖」と名付けられた経済リスクが起こると警告しています。

ウィズの本棚

『プロの思考整理術』

年間報酬 3,000 万円越えを 15 年以上続けてきたコンサルタントが、原動力となった「思考整理術」を全て記した書！「カンブリア宮殿」などメディア出演も多い人気経営コンサルタントである和仁達也氏が、相手の悩みを「見える化」し解決に導くフレームワークを伝授。営業・接客、上司、部下、同僚、家族、友達など人間関係での信頼構築、コンサルなど、様々な場面で使えるまさに万能のフレームワークです。

【出版：かんき出版　著：和仁 達也 】

来月の税務カレンダー【2 月】

（納期限令和 4 年 2 月 10 日）
○1 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（申告・納期限令和 4 年 2 月 28 日）
○3 年 12 月決算法人の確定申告
○6 月決算法人税の中間申告「半期分」
○消費税の年税額が 400 万円超 3 月、6 月、9 月決算法人の 3 カ月毎の中間申告
○消費税の年税額が 4,800 万円超の 11 月・12 月決算法人を除く法人の 1 カ月毎の中間申告
○令和 3 年分贈与税の申告（申告期間令和 4 年 2 月 1 日～3 月 15 日）
○令和 3 年分所得税確定申告(申告期間令和 4 年 2 月 16 日～3 月 15 日)
○令和 3 年分消費税（個人）の確定申告（2 月中において市町村の条例で定める日）
○固定資産税の第 4 期

先人の言葉

経営とは、人として正しい生き方を貫くことだ

京セラ創業者・実業家の稲盛和夫の言葉。私たち一人一人が、より良い人生をおくるために必要な人生の真理を表しています。

トレンドを斬る！

アサヒビールの「生ジョッキ缶」が人気です。味わいが勝負のビール商戦とは一線を画し、中身はスーパードライのままです。特殊な容器の開発に２年をかけて「生ジョッキの家飲み」を実現させました。ふたを全開にすれば白い泡がモコモコと出て、居酒屋で飲むようにクリーミーな泡をゴクゴクと楽しめます。ふたを開けると自然に泡が出る面白さはＳＮＳや動画で反響を呼び、ビールを飲まない若者たちの需要も伸びています。社を挙げた発想の転換の開発ストーリーは必読です。

商売のヒント

今月の商売のヒント：【商売のフシを作る】

「竹に節がなければズンベラボーで、とりとめがなくて風雪に耐えるあの強さも生まれてこないだろう。竹にはやはりフシがいるのである。同様に、流れる歳月にもやはりフシがいる。ともすれば、とりとめもなく過ぎていきがちな日々である。せめて年に一回はフシを作って、身辺を整理し、長い人生に耐える力を養いたい。そういう意味では、お正月は意義深くて、おめでたくて、心もあらたまる」。これは「経営の神様」といわれた松下幸之助の言葉です。
今でも名言として多くの人の心に響くのは、新しい年の始まりを「フシ」と捉えて襟を正す感性が、日本人の普遍だからでしょうか。物事をどう捉えるか、どう解釈するかで、人生の重みや深みはまったく違ってきます。特に商売で風雪に耐えた経験が多い人には、松下幸之助の言葉がじわじわとくるのではないかと思います。ところで竹は不思議な植物です。中身は空っぽで節があり、木でもなければ草でもない。「竹、節ありて強し」の言葉どおり、節のおかげで上に上にと高く伸びても強度が保たれるそうです。また一節目が割れると一気に割れていきますが、その一方で簡単には折れないしなやかさも持ち合わせています。高さ何メートルにもなる竹が風雪に耐えられるのは、節が作り出す「強さ」と「しなやかさ」の剛柔併せ持った性質によるものなのです。
近年「レジリエンス」という言葉を見聞きすることが増えました。世界的に注目されている言葉で、日本語では「折れない心」「精神回復力」などと訳されていますが、要するに「しなやかさ」のことでしょう。心も体もすべてにおいて「強さ」を追求した時代が長く続いたあと、これからは「しなやかさ」が時代を生きていく心得となるのかもしれません。柔らかく、しなやかなものは、堅くて強いものより丈夫だったり長持ちだったりします。この新年をフシにして、今年も強く、そしてしなやかに、長い人生に耐える力を養っていきましょう。ちなみに、地上から出ている竹の１本１本は、すべて地下茎でつながっています。この「つながっている」というイメージは心強いものですね。

1．消費課税

	改正点・見直し	ポイント
	適格請求書発行事業者 登録手続について	課税期間の中途に、登録日から適格請求書発行事業者となることができる対象期間が、「令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間」に見直されました(簡易課税の適用可)
		虚偽記載をした登録申請書により適格請求書発行事業者となった場合、登録を取消されます。
	仕入明細書による 仕入税額控除適用要件	課税事業者(買い手)が仕入明細書による仕入税額控除をする場合、課税仕入の相手(売り手)が課税資産の譲渡等を行う場合に限り、仕入税額控除が認められます。適用時期：令和 5 年 10 月 1 日以後
	電子区分記載請求書 による仕入税額控除の 経過措置	適格請求書発行事業者以外(免税事業者)からの課税仕入れに係る税額控除に関する措置については、紙の交付による保存のほか、「電磁的記録」の提供を受けて保存する場合でも、経過措置適用が認められます。　適用時期：令和 5 年 10 月 1 日以後
	インボイス制度 経過措置期間における 棚卸資産に係る調整	改正後は免税事業者である期間の課税仕入ついて、適格請求書発行事業者以外からの者から行った棚卸資産あっても、当該棚卸資産に係る消費税額の全額を仕入税額控除可能となります。 適用時期：令和 5 年 10 月 1 日以後

2．個人所得課税

	改正点・見直し	ポイント
	住宅ローン控除	・控除率が 1%から 0.7%に引き下げ。 ・適用対象者の所得要件が 2,000 万円以下に引き下げられます。
		・適用期間が 4 年延長 ・省エネ性能の高い住宅等は、借入限度額が上乗せされます。
	住宅ローン控除 （住民税）	控除額のうち所得税から控除しきれなかった額は、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。 令和 4 年～令和 7 年までの間に居住の用に供したものが対象。
	大口株主等の要件	・上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、株式等保有割合が 3%以上の株主は総合課税の対象となりました。 ・上場株式等の配当等を受ける個人株主が保有する株式に加え、同族会社が保有する株式を含めた株式等保有割合が 3%以上の場合、総合課税の対象となるため個人株主は分離課税の適用を受けられなくなります。 令和 5 年 10 月 1 日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について適用。
	上場株式等の 配当所得等に係る 課税方式	これまで所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能でしたが、令和 6 年度分以後の個人住民税については課税方式が一致されます。令和 6 年度分以後の個人住民税について適用。

3．資産課税

	改正点・見直し	ポイント
☁	財産債務調書制度	・調書の提出義務者に総資産 10 億円以上を有する居住者が追加。 ・提出期限が翌年 6 月 30 日となります。(国外財産調書も同様) 令和 5 年分以後の財産債務調書及び国外財産調書について適用。
☀	事業承継税制 特例承継計画 提出期限延長	特例措置を受ける条件は、特例承継計画を令和 5 年 3 月 31 日までに提出することでしたが、コロナの影響により、提出期限が令和 6 年 3 月末まで延長。※適用期限についての延長は行われません。
☀	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等	・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長 ・既存住宅用家屋の築年数要件が廃止。新耐震基準に適合した住宅用家屋であることが加えられます。 ・受贈者の年齢が、18 歳以上の方が対象に。令和 4 年 4 月 1 日以後適用
☂		・非課税限度額の引き下げ(耐震・省エネバリアフリー住宅は最大 1,000 万円、その他の住宅は 500 万円。) 令和 4 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。

4．納税環境整備

	改正点・見直し	ポイント
☀	電子帳簿保存法 電子取引保存に関する制度 税務調査電子化に向けた整備	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存につき、やむを得ない事情があり、かつ税務職員に対して電磁的記録の出力書面の提示等ができる場合は、保存要件に関わらず電磁的記録の保存を認める。 令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日の間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引について適用
☁	証拠書類のない 簿外経費への措置	納税者(個人・法人)が**隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出又は確定申告書を提出していなかった場合**には、これらの確定申告書に係る年分・事業年度の**売上原価及び費用の額は、原則として必要経費の額・損金に算入されない**こととなります。 個人：令和 5 年分以後の所得税について適用。 法人：令和 5 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。
☂	帳簿の提出がない場合等の 過少申告加算税等の 加重措置	過少申告加算税制度・無申告加算税制度について、一定の帳簿がない場合や記載事項の収入金額の記載が不十分である場合には、申告漏れ等に係る**所得税等の 5 %か 10%に相当する金額が加算** 令和 6 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税に適用